

Japan tax alert

EY税理士法人

英国政府の新型コロナウイルス対策措置

EYグローバルタックスアラートライブラリー

EYグローバルタックスアラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

英国政府は一連の発表の中で、COVID-19(以下、「新型コロナウイルス」)に伴う混乱に対応するため、公共サービス、国民、ビジネスを支援する「適時で、的を絞った緊急対策措置(“temporary, timely and targeted measures”）」のパッケージを公表しました。この対策措置は、雇用支援、事業者へのキャッシュフロー支援の提供及び福祉支援の強化に焦点を当てています。

対象となる分野:

1. 融資制度による流動性の提供
2. 雇用主に対する雇用者保護支援
3. 固定費の減額と助成金の支給による事業支援
4. 納税期限延期を含むキャッシュフロー支援
5. 各種対策に係るガイドライン
6. 各種支援策の受給資格

これらの支援は、主に次の方法により提供されます。

- ▶ 公表済みの融資制度に関する銀行システム
- ▶ 国税(納税期限の延期及び雇用支援を対象)及び地方税(事業用資産税(business rate)及び助成金)、並びに
- ▶ 雇用関連給付制度(Universal Credit)。ただし、法定疾病給付(Statutory Sick Pay)は雇用主が支払った後に払い戻しを受ける。

今回公表された対策措置には、2020年度予算(以前のアラートについては[こちら](#)を参照)と同様に、中小企業支援を対象とした多数の対策措置が盛り込まれていますが、これらの対策による日系企業グループへの影響は限定的と考えられます。英国で事業を展開する大規模日系企業の場合、潜在的に影響のある主要項目は、短期融資の提供、事業用資産税(business rate)に係る1年間の停止、納税期限の延長及び賃金補償のための政府助成金です。

これらの主要項目の概要は次のとおりです。

短期融資の提供

- ▶ 企業への3,300億ポンドの政府支援及び保証付き融資(主に以下の2つの方法によります):
 - ▶ 大企業間における資金流動性を支援するために、低コストで容易にアクセス可能なコマーシャルペーパーの引受制度(新しい融資枠)が用意されます。この制度は、新型コロナウイルスの感染拡大が始まる前に健全な財政状態にあったことを証明できる企業が利用可能で、2020年3月1日現在、短期又は長期の投資適格格付けを持つ企業がこれに該当します。
 - ▶ 年間売上高が4,500万ポンド以下の中小企業への融資支援のため、2020年度予算で発表された新規事業中断融資制度(the new Business Interruption Loan Scheme)を利用する場合、最初の6か月間は無利息で、最大500万ポンドの融資が提供されます。

事業用資産税(business rates)の1年間の停止

- ▶ 事業用資産税は、商業用不動産に関してその評価額に基づき支払われる英国の固定資産税です。2020年度予算では、不動産の評価額が51,000ポンド未満の場合、小売業、接客業、レジャー業を対象とする2020-21年度の事業用資産税の停止が盛り込まれましたが、この措置が規模を問わずこれらの業種に属するすべての事業者に適用されます。

小売業、接客業、レジャー業向けの助成金

- ▶ イングランドにおける小売業、接客業及びレジャー業に属する企業に対し、15,000ポンド超51,000ポンド未満の評価額の商業用不動産について1物件あたり25,000ポンドの助成金が支給されます。同様の助成金はスコットランド及びウェールズでも支給されます。

- ▶ 助成金の対象となるのは、完全に又は主に次の用途で使用されている不動産です。
 - ▶ 店舗、レストラン、カフェ、飲酒施設、映画館及び音楽ライブ会場
 - ▶ 集会及びレジャー
 - ▶ ホテル、泊り客用・宿泊施設及び自炊施設

賃金及び国民保険料

- ▶ 新型コロナウイルスの雇用維持制度(JRS)により、雇用主は、月額2,500ポンドを限度として「就業中断中の」従業員の通常の月給の80%の補償を受けることができます。本制度については、詳細なガイダンスが公表され、対象となる雇用主の費用や適格従業員の基準など制度の概要が明確になっています。
- ▶ 賃金に加えて、雇用者国民保険(Employer National Insurance contributions)の拠出金及び最低自動加入雇用者年金拠出金(Minimum automatic enrolment employer pension contributions)を請求できます。

納税期限の延長

- ▶ すべての英国のVAT登録事業者は、2020年3月20日から2020年6月30日までのVAT納付期限を2021年3月31日まで延長できます。延期の対象となるVATに対し利息やペナルティは課されませんが、現行の納付期限までにVAT申告書をHMRC(英国税務当局)に提出する必要があります。これは、事前申請を必要としない自動的な納税猶予措置です。口座自動引き落としが設定されている場合、引き落としをキャンセルする必要があり、また、VATの払い戻し及び還付は通常どおり行われます。
- ▶ 法人税の四半期ごとの分割納付は、予測利益が変動した場合には(将来の支払いについて)削減される又は還付される可能性があります。
- ▶ 財政難にあり、未払いの租税債務を有するすべての企業は、HMRCのTime To Payサービスを通じて税務に関するサポートを受けることができます。サポートの内容はHMRCとケースバイケースで合意されますが、例えば、HMRCは1度限りの施策として、納税期限を3か月間延期する可能性が高いとされています。これは、HMRC所掌のすべての税金に適用され(ただし、VATはすでに上記の自動延期の対象となっています)、PAYE、航空旅客税及び法人税が対象税目に含まれます。

居住者判定における特例措置

- ▶ 新型コロナウイルスの感染拡大への国際的な対応策として導入された渡航制限措置は、個人の英国における居住者判定に影響を与える可能性があります。例えば、予定していなかった英国での滞在により税務上の居住者要件を満たす可能性があります。法令では、滞在日数を計算する際に、「例外的な状況」を考慮に入れることができます。HMRCは追加のガイダンスを公表し、引き続き例外的な状況をケースバイケースで検討するとしています。HMRCは、新型コロナウイルスに関する例外を次のように挙げています。
- ▶ 新型コロナウイルスの感染拡大により、医療専門家又は公衆衛生の指導により英国で自己隔離の対象となる個人
- ▶ 新型コロナウイルスの感染拡大により、政府による英国からの渡航禁止令の影響を受けている個人
- ▶ 国境閉鎖の結果、英国を離れることができなくなった個人
- ▶ 新型コロナウイルスのために雇用主から一時的に英国に帰国するように要請された個人

また、新型コロナウイルスの渡航制限の結果として、法人の居住地及び恒久的施設判定への影響が生じる可能性があります

EYは、日系企業の英国事業への影響を検討し、関連する対策措置の適用可能性を分析及び評価することによる支援を提供することができます。

世界中で毎日の様に政策の変更が提案され実施されています。

どのようなご質問でも私たちに直接お問い合わせください。また、最新のEY新型コロナウイルス対策税制措置トラッカーは[こちら](#)からアクセスすることができます。このトラッカーでは新型コロナウイルスに対応して世界中の国・地域で発表された対策税制措置の概要を確認することができます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ヨアヒム・ストッブズ
クレア・ブル
ジョナソン・シェパード

パートナー
シニアマネージャー
アシスタントマネージャー

joachim.stobbs@jp.ey.com
clare.bull@jp.ey.com
jonathon.shepherd@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@Japan_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200409

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp